

令和元年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港臨港道路(南北線)船舶航行安全対策検討業務

本件は、下記の理由により公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

記

本業務は東京港10号地その2～中央防波堤外側地区臨港道路整備事業等の施工場所周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保のために必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。

船舶航行安全の検討にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する高度な技術力を有していることが必要である。

よって、海難防止に関する専門的な知見や航行安全等に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「中防北水路を早期に東行再開可能とするための方策を検討する上での留意点」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、過年度の検討結果を踏まえ、設定予定の工事作業区域のうち、東行再開が可能な時期を検討し、工事作業区域の縮小に着目する等、優れた技術提案を行った公益社団法人東京湾海難防止協会を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約をするものである。

平成31年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (10号地その1地区)

本件は、下記の理由により、日本製鉄株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港10号地その2地区～中央防波堤内側地区において施工中の東京港臨港道路南北線整備事業にて使用する沈埋函艀装品ヤードの借上を行うものである。

事業実施中である東京港臨港道路南北線整備事業において、海上トンネル部を構成する沈埋函の沈設用部材（沈設ポンツーン、タワーポンツーン等）は1号函から7号函で使用する。各函沈設後、次の函に艀装するまでの期間は保管場所が必要となる。

保管場所の選定にあたっては、施工効率を勘案し、艀装場所である15号地木材ふ頭及び船橋市京葉食品コンビナートを有する東京港及び千葉港葛南地区を調査範囲とし、海上運搬を行うための岸壁を有すること、起重機船の接岸のため5m以上の水深を有することを条件として、港湾管理者である東京都及び千葉県と調整を行ったが、公共岸壁では条件を満たす用地を確保出来ないとの結果となった。

上記の結果を受け、東京港及び千葉港葛南地区の公共岸壁以外で利用できる土地を調査したところ、条件を満たす土地は当該土地のみであったため、所有者である日本製鉄株式会社を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、日本製鉄株式会社と随意契約したい。

平成31年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (東京港臨港道路南北線用地借上)

本件は、下記の理由により、東京港埠頭株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港10号地その2ふ頭において実施中の東京港臨港道路南北線整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の工事を施工するには、起業地に隣接する作業ヤードが必要であることから、隣接地の所有者である東京港埠頭株式会社の合意を得て、平成28年度から作業ヤードとして土地を借上しているものである。

本年度も継続して東京港埠頭株式会社の所有地を作業ヤードとして借上げる必要がある。

よって、会計法第29条の3第4項により、東京港埠頭株式会社と随意契約することとする。

平成31年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 建物使用料

本件は、下記の理由により、アサガミ株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線整備事業における安全対策に必要な、ライトメール（工事情報及び管制信号情報表示電光板）の設置に使用する物件を借上げるものである。

当該事業の海上工事に伴い、周辺海域では大規模な航行規制を行う必要がある。一般船舶の安全確保を目的に、周辺岸壁を利用する船舶及び航行する船舶に、工事情報及び航路状況を伝達するため、ライトメールを設置することが必須である。対象岸壁等から視認できる設置場所として適切な物件を調査したところ、アサガミ株式会社の該当物件が最適であるため、アサガミ株式会社を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、アサガミ株式会社と随意契約することとする。

以上

平成31年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 建物使用料

本件は、下記の理由により、東海海運株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線整備事業における安全対策に必要な、ライトメール（工事情報及び管制信号情報表示電光板）の設置に使用する物件を借上げるものである。

当該事業の海上工事に伴い、周辺海域では大規模な航行規制を行う必要がある。一般船舶の安全確保を目的に、周辺岸壁を利用する船舶及び航行する船舶に、工事情報及び航路状況を伝達するため、ライトメールを設置することが必須である。対象岸壁等から視認できる設置場所として適切な物件を調査したところ、東海海運株式会社の該当物件が最適であるため、東海海運株式会社を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、東海海運株式会社と随意契約することとする。

以上

平成31年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料及び係留施設使用料

本件は、下記の理由により、京葉ユーティリティ株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線整備事業にて必要な、沈埋函浮遊打設作業用の土地及び係留施設を借上げるものである。

当該事業の沈埋函浮遊打設作業用の土地及び係留施設は、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、静穏度の高い環境下で浮遊打設作業ができる面積及び沈埋函を係留できる水深を有することが必須である。上記の条件をもとに沈埋函浮遊打設作業用の土地及び係留施設として適切なものを調査したところ、京葉ユーティリティ株式会社所有の当該土地及び係留施設以外に適切なものはなかったため、京葉ユーティリティ株式会社を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、京葉ユーティリティ株式会社と随意契約することとする。

平成31年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 15号地木材ふ頭の管理運営費分担金

記

本案件は、東京港臨港道路南北線整備事業にて必要な、沈埋函浮遊打設作業用の係留施設を使用するため管理運営費の一部を負担するものである。

当該事業の沈埋函浮遊打設作業用の係留施設は、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、静穏度の高い環境下で浮遊打設作業ができる面積及び沈埋函を係留できる水深を有することが必須である。上記の条件をもとに沈埋函浮遊打設作業用の係留施設として適切なものを調査したところ、15号地木材ふ頭の係留施設以外に適切なものはない。

15号地木材ふ頭は木材の優先ふ頭であり、東京木材埠頭株式会社が東京都より使用許可を受け、管理運営しているふ頭である。本ふ頭の係留施設使用にあたり施設使用料は発生しないが、当該ふ頭を管理するために要する費用の一部を負担することで使用の合意を得た。

よって、会計法第29条の3第4項により、東京木材埠頭株式会社と随意契約することとする。

平成31年度

東京港湾

随意契約理由書

(件 名) 東京港港湾業務艇棧橋使用料

本件は、下記理由により新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約致したい。

記

本件は、当事務所が所有する港湾業務艇「江戸」を係船するため新木場二丁目地区建設業協議会所有の棧橋を使用し、その料金を支払うものである。

当該港湾業務艇を係船できる施設を探した結果、近隣においては新木場二丁目地区建設業協議会所有の棧橋以外に使用可能な施設がなかった。

よって会計法第29条の3第4項の規定により、新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約をするものである。